

# 1か月児健診

★妊産婦と乳児の健康の保持・増進を図ります

★赤ちゃんの健康や発育の様子を確認し、病気や異常の早期発見につなげます

★育児や生活についての相談・アドバイスも行います



## 出生届出時、受診票と問診票をお渡しします

### 対象者

検査実施日に東村に住所がある、生後27日～6週未満の方

### 受診に必要な物

- ・親子健康手帳
  - ・受診票、問診票（出生届出時に渡されたもの）
- ※受診票と問診票を忘れると償還払いの手続きができません！

### 申請に必要な物

- ・親子健康手帳
- ・受診票（医療機関が健診内容を記載したもの）
- ・問診票（養育者が記入したもの）
- ・領収書（1か月児健診であることが記載されているもの）
- ・振込先が分かるもの（キャッシュカード・通帳など）

### 申請方法

健診後は病院へお支払いをし、領収書を持参して福祉保健課窓口で償還払いの手続きを行ってください（上限 6,000円）

### お問合せ先

東村役場 福祉保健課 母子保健担当 ☎ 0980-43-2202